

# 適正取引の推進と生産性・付加価値向上に 向けた自主行動計画

平成29年3月16日

平成30年3月15日 改訂

平成31年3月14日 改訂

一般社団法人 日本自動車部品工業会

## 目次

用語について	1
前文	2
適正取引推進宣言	4
I. 重点事項に対する取組み	
1. 合理的な価格決定	5
2. 型管理の適正化	5
3. 下請代金支払の適正化	6
II. 自動車産業適正取引ガイドラインの遵守	7
III. 取引先支援活動の推進	8
IV. 教育・人材育成の推進	8
V. 普及啓発活動の推進	9
VI. 定期的なフォローアップと改善	10

○用語について(本資料での用語は、以下の定義で使用)

- ・一般論で言う場合は、「自動車メーカー」、「部品メーカー」を使用。
- ・個社に係る実施事項に関しては、「自動車メーカー等発注事業者」、「部工会会員会社」、「取引先（受注事業者）」を使用。
- ・下請事業者との取引を対象とするところや、下請振興基準等の引用箇所については、「下請事業者」、「親事業者」を使用。

一般社団法人日本自動車部品工業会（部工会）は、日本のものづくりの競争力強化の一環として、平成19年に経済産業省が策定、その後改訂されている「自動車産業適正取引ガイドライン（自動車ガイドライン）に基づき、取引適正化に努めており、日本自動車工業会と連携して、会員・非会員企業向けに自動車ガイドライン・下請法セミナーを実施し、周知を図ってきた。そして、部工会会員会社は、自動車ガイドラインを社内に徹底するとともに、取引先（受注事業者）へ周知し、共有を行ってきた。

一方、中小企業庁等が実施した中小・大企業を対象とした取引に関するアンケート・ヒアリング調査において、「価格決定」「型の管理・費用負担」「支払条件」等に関する取引上の改善が必要であることが明らかになった。これは、本来発注事業者が負担すべき費用等を取引先に押し付けるような取引慣行の存在を指摘するもので、政府は、これらの取引慣行の改善に向けた取組みとして、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正等を行うとともに、業界あがりの改善を求めている。

部工会では、経済産業大臣の掲げる「未来志向型の取引慣行に向けて」及びその一環である下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえて、適正取引をさらに一歩進めるために、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を平成29年3月に取りまとめた。部工会は、この自主行動計画において、自動車ガイドラインに掲げられている調達5原則（注）を適正取引推進宣言として表明し、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた姿勢を示すとともに、この自主行動計画を部工会会員会社が望ましい取引慣行を普及、浸透し定着させていくための行動規範とする。

自動車産業は幅広い裾野と階層を持ち、発注事業者と受注事業者が相互に支えられ成り立つ産業であるため、持続的な成長に向けて、相互の理解と信頼を構築し連携していくことで、サプライチェーン全体で付加価値を高め、競争力を強化していくことが重要である。部品メーカーは、業界、企業規模（大企業並びに中小企業）、取扱品目、取引上の位置付け（受注・発注両方の立場、取引階層）等が多種多様であることから、それぞれの立場により主張が異なることもある。部工会会員会社は、そのサプライチェーンの中流に位置する重要な役割を果たしていることを認識し、自動車メーカー等発注事業者が実施する自主行動計画に基づいた取組みを考慮し、自社の実態を踏まえ、取引先に自主行動計画に基づく活動を着実に実践していく。そして、その取組みを定期的にフォローアップし、会員会社の取組みにおいて、「未実施」が「実施中」、「実施中」が「実施済」へと改善していくことにより、PDCAサイクルを確立し、サプライチェーン全体に取引の適正化を浸透させていく。こうした取組みにより、自動車産業全体で付加価値を生み出し、ひいては、日本経済全体の発展に寄与することが出来ると考えている。

(注1) 今回の改訂は、平成29年3月に策定した取引適正化に向けた「自主行動計画」を基本として、平成28年12月に改正された下請法運用基準、今般の平成30年12月に改正された下請中小企業振興法に基づく振興基準、平成31年1月に改訂された自動車産業適正取引ガイドライン(自動車ガイドライン)に含まれる内容(大企業間の支払方法、型代金の支払い、働き方改革への対応、天災等への対応等)と、自動車メーカーが自主行動計画に沿って進める取組みを踏まえた。

(注2) 自動車ガイドラインには、自動車メーカーと部品メーカー、あるいは部品メーカーと素材メーカーなど、取引当事者の間で、製品の原価低減や品質向上に向けて、目標を共有し、成果をシェアすることで、単に公正な競争と矛盾しないばかりか、我が国自動車産業全体の競争力強化に資するという複合的な効果を持つとしており、以下の項目を調達5原則として掲げている。

- ・開かれた公正・公平な取引の原則
- ・取引先と一体となった競争力強化の原則
- ・取引先との共存共栄の原則
- ・原価低減等における課題・目標の共有と成果シェアの原則
- ・相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則

## 適正取引推進宣言

部工会は、自動車ガイドラインに掲げられている以下の5つの原則を自らの調達方針として明確に約束し、こうした調達戦略を経営戦略の基本に据え、様々な手段を通じて対外的にも明らかにし、サプライチェーン全体に普及、浸透を図るものである。

第一に、開かれた公正・公平な取引の原則である。取引先の選定にあたっては、国籍や企業規模等にとらわれず、広く機会を与えて、公正かつ透明な対応に努める。

第二に、取引先と一体となった競争力強化の原則である。取引先を競争力強化のためのパートナーとして位置付け、イコール・パートナーシップの考え方のもと、調達担当者だけでなく、開発担当者や生産技術担当者も広く関与した上で、新製品の共同開発やコスト低減活動を一体となって行う。

第三に、取引先との共存共栄の原則である。主要な部品・素材を調達している取引先の経営が傾けば、完成品の品質やコスト等に直結することを認識し、特に、主要な中小取引先については、必要に応じて経営指導等を行う。

なお、この場合の経営指導等は、中小取引先の経営改善を目的とするもので一方的な押し付け等を行わない。

第四に、原価低減活動等における課題・目標の共有と成果シェアの原則である。新製品の開発や原価低減の活動は、事後において一方的な値引き要求を行うものではなく、取引先と課題や目標を共有した上で、新製品の開発や材料の変更等が達成される以前の段階における事前の共同作業として位置づけ、達成された成果物やコスト削減の成果は、貢献の度合い等に応じて、取引先との間で適切にシェアするものとする。

第五に、相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則である。新製品の共同開発や原価低減活動を行うにあたっては、取引先との間で、課題や目標を共有するために必要な情報を可能な限り開示し合うとともに、あらかじめ十分な相互協議を行い、相互に納得した上で作業を進めることを心がける。

以上のような5つの原則に基づき、部工会会員会社は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）等関係法規や自動車ガイドラインに抵触するような一方的で不合理な取引を取引先には求めない。また、自動車メーカー等発注事業者から同様の要請があった場合は、それを受入れない。

# I. 重点課題に対する取組み

## 1. 合理的な価格決定

競争力の維持・強化に向けて、引き続き自動車メーカー、部品メーカー、取引先がそれぞれの立場で不断の原価低減努力を重ねることが必要不可欠である。その上で部品メーカーは取引価格決定に当たり、平成28年度以降に改正された下請法運用基準及び下請中小企業振興法に基づく振興基準、自動車ガイドライン、自動車メーカーが自主行動計画に沿って進める取組みを踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費の変動等を考慮し、取引先と十分に協議を行う。

(実施事項)

■部工会会員会社は、以下の点を遵守し、取引先との取引価格を決定する。

- ・原価低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、取引先と十分協議を行う。
- ・下請事業者に具体的な原価低減要請を行う際には、その合理性を確保するため、文書や記録を残さずに行う原価低減要請、口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠やアイデアを丸投げするような要請、原価低減要請に応じることが発注継続の前提となるような要請など、下請中小企業振興法振興基準に記載された望ましくない事例を厳に行わないよう徹底する。
- ・原価低減活動の効果を十分に確認して取引価格に反映する。また、取引先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格へ反映することは、振興基準に記載された望ましくない事例であり厳に行わないよう徹底する。
- ・取引先の貢献がある場合は、その寄与度も踏まえて取引価格を決定する。
- ・取引先から労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合には、十分に協議を行う。この際特に人手不足や最低賃金の引上げがあれば、その影響を加味し、十分協議した上で取引価格を決定する。
- ・その他材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、取引先の要請に応じて協議を行い、取引価格の見直しを検討する。

■部工会会員会社は、自動車メーカー等発注事業者と取引価格の協議を行う場合は、発注事業者からの原価低減要請の根拠、原価低減活動の効果、自社の寄与度等について、発注事業者へ確認・協議する。また、労務費の上昇や材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じ、取引価格の見直しについて発注事業者と協議する。

## 2. 型管理の適正化

部品メーカーは、平成28年度以降に改正された下請法運用基準及び下請中小企業振興法に基づく振興基準、自動車ガイドライン、自動車メーカーが自主行動計画に沿って進める取組みを踏まえ、平成29年7月に発表された未来志向型・型管理に向けたアクションプランを着実に実行していく。所有権の所在に関わらず、量産から補給までのトータルでの競争力確保を前提に、保管費用の負担、及び返却や廃棄の手続における型管理の適正化・改善に取り組んでいく。

当活動は、自動車メーカー等発注事業者との連携が不可欠であり、自動車メーカーの補給部品生産制度を含む型管理の適正化の取組みを適宜把握し、自動車メーカーに改善を働きかけていくと共に相互に情報共有して進めていくものである。

(実施事項)

- 部工会会員会社は、以下の点を含め、取引先の型の保管費用や型管理の適正化に努める。
  - ・量産品については、自動車メーカー等発注事業者から提供される生産期間/数量等の情報を、速やかに取引先に展開する。
  - ・旧型補給部品について、出荷量が少なくなった場合における自動車メーカーの一括生産・買い取り/再生産等の制度・運用ルールを定期的に確認し、品番廃止情報等を取引先とも共有する。
  - ・自社の型廃棄を進めるために、まず型廃棄の作業手順を見える化し、それを具体的なマニュアル・手順書等に落とし込む。それを実施する為に、部工会調達・生産部会旧型補給部品WGでまとめた「型廃棄業務管理フロー」を活用し、自社での型廃棄に関する社内マニュアル・手順書等の作成・見直しを行う。
  - ・旧型補給部品の金型保管費用については、発注事業者の事情により保管を求めている場合には、必要な費用を負担する。下請法運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」は行なわないことを徹底する。
- 部工会会員会社は、自動車メーカー等発注事業者の進める補給部品の種類（部品品番数）の増加抑制/削減活動に基づき同様の取組みを推進する。
- 部工会会員会社は、型の保管費用や管理については、自動車メーカー等発注事業者の制度や運用に基づき取組みを行なうことが基本であるが、制度や運用に適用しない場合や取引先から金型の保管・廃却等の相談があった場合等、型管理の適正化に必要な場合は、発注事業者へ確認・協議する。

### 3. 下請代金支払の適正化

部品メーカーは、平成28年度以降に改正された下請法運用基準及び下請中小企業振興法に基づく振興基準、自動車ガイドライン、自動車メーカーが自主行動計画に沿って進める取組みを踏まえ、取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、下請事業者と十分に協議し、下請事業者の資金繰りに配慮をしたものとするよう改善に努める。

(実施事項)

- 部工会会員会社は、個々の企業財務や、自動車メーカー等発注事業者からの支払条件の改善状況に鑑み、以下を念頭に引き続き下請代金の支払方法の改善の取組みを進める。
  - ・下請代金の支払いをできる限り現金払いとすべく現金比率の改善に努める。
  - ・手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、下請事業者の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。
  - ・下請代金の手形サイトは、将来的に60日を目標として改善に努める。
- 大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めていくように努める。
- 親事業者は、下請事業者に当該型・治具の製造委託し、それを受領する場合には、受領した日から起算して60日以内に全額を支払うものとする。また、型・治具が他に納入され

ず、下請事業者のもとに留まる場合には、親事業者は、下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定するものとし、下請事業者が、専ら親事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときは、可能な限り速やかに支払うよう努める。

■部工会会員会社は、下請代金の支払方法の改善の取組みを行なう上で、必要に応じて、自動車メーカー等発注事業者と支払条件等について協議する。

## II. 自動車産業適正取引ガイドラインの遵守

部工会会員会社は、下請取引適正化の推進のため経済産業省が策定したガイドラインで掲げられている、問題視されやすい行為について、公正な取引を実行するよう取り組む。

(実施事項)

■先の3つの重点課題以外の問題視されやすい行為について、自動車メーカー等発注事業者及び取引先と十分に協議して対応する。

- ・ 配送費用の負担
- ・ 原材料価格、エネルギーコスト等の価格転嫁
- ・ 自社努力の適正評価
- ・ 不利な取引条件の押しつけ
- ・ 取引条件の変更
- ・ 受領拒否・検収遅延
- ・ 有償支給原材料の早期決裁
- ・ 金型図面及び技術ノウハウの流出
- ・ 消費税の転嫁

■発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、契約条件の明示と書面交付を徹底するよう努める。

■部工会会員会社は、会員企業の規模に応じて、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置する等、問題を申告しやすい環境を整備するよう努める。

■親事業者は、下請事業者の働き方改革や労働時間短縮の妨げとなる取引や要請を行わないように十分配慮し、不利益となるような取引や要請は行わないことに努める。また、部工会会員会社は、発注側企業や受注側企業と協力して、サプライチェーン全体で働き方改革が進むように努める。やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者に発生する増加コストを負担するよう努める。

■自然災害等の緊急事態発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、親事業者は、下請事業者と連携して事業継続計画（BCP）の策定等を自社のみならず、取引先へ支援する。災害時は、人命第一並びに地域の復旧を優先しながら、下請事業者の被害状況を確認し、必要に応じて自動車メーカー等発注事業者と取引先とも情報共有、連携するように努める。また、取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意し、影響の受けた下請事業者には、生産の復旧を支援し、従来の取引継続、優先的な発注に配



慮するように努める。

### Ⅲ. 取引先支援活動の推進

部品メーカーは、裾野の広いサプライチェーンの技術力、品質、価格競争力等に支えられており、取引先との適正な取引条件の下で信頼関係を築き、共存共栄関係を長期的に維持していくことが、自らの競争力の強化に繋がるとの認識のもと、生産性の向上や製品の品質等の改善に努める取引先の事業活動を積極的にサポートする。取引先には、同様の取組みをその先の取引先以降にも展開していくよう働きかける。

(実施事項)

■部工会会員会社は、取引先への支援活動として、以下の取組みを行う。

- ・生産性の向上に関する課題の解決に向けて、取引先との面談、事業所や工場の訪問、研究会の開催に努める。また、取引先の要請に基づき、専門性の高い人材を派遣し、課題の解決に協力する。
- ・サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて、取引先の事業承継が円滑に遂行されるよう、支援する。
- ・自治体、商工会議所、関係業界等主催のセミナー等に協力する。

### Ⅳ. 教育・人材育成の推進

部工会会員会社は、「未来志向型の取引慣行に向けて」、振興基準改正、自動車産業適正取引ガイドライン、「未来志向型・型管理に向けたアクションプラン」等を踏まえて、各社で保有する業務ルール、教育ツール等について見直しを行い、以下の取組を継続・強化し、社内に周知・徹底を図る。

(実施事項)

■部工会会員会社の社内での取組み

- ・下請法運用基準、振興基準、下請代金の支払手段に関する通達、自動車産業適正取引ガイドラインの見直し等を踏まえ社内テキスト等を整備すると共に、中小企業庁の講習会や公正取引委員会ホームページのテキスト動画等を活用し、調達担当者全員が学習する。
- ・調達部門の年度方針に適正取引に関する項目を織り込み、社内に周知・徹底を図るとともに、調達担当者の業務の中での実践に結びつける。
- ・調達担当者向け業務マニュアルを整備し、新入社員や転入者等の導入教育時に、研修を実施する。
- ・調達担当者向けに、自動車産業適正取引ガイドラインについて自社での勉強会の実施もしくは部工会等の主催するセミナー等を活用する。
- ・査定基準の活用・見直し、現地現物での取引先の実力評価等、OJT、OFFJTを通じて、バイヤースキルを向上し、適確に価格決定業務を遂行できる人材の育成に努める。

## V. 普及啓発活動の推進

サプライチェーン全体への適正取引の推進は、部工会および部工会会員会社だけの取り組みでは難しいことから日本自動車工業会をはじめ関係業界と連携し、適正取引の普及啓発に努める。部工会会員会社は、自ら適正取引を実行するとともに、発注側の立場では取引先に対して、受注側の立場では自動車メーカー等発注事業者に対し働きかけを行う。こうした取り組みを通じて、部工会及び部工会会員会社は、サプライチェーン全体に適正取引の連鎖が生まれるよう努める。

(実施事項)

### ■部工会会員会社の社内での取り組み

- ・適正取引に向けた重点3項目（合理的な価格決定、型管理の適正化、下請代金支払の適正化）をサプライチェーン全体に浸透させるため、取引先に対し、説明会や部工会等の主催するセミナーへの参加等を通じて適正な価格改訂のあり方や、補給部品生産制度等について周知・徹底を図るとともに、同様の取り組みをその先の取引先以降にも展開していくよう働きかける。
- ・独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等の法令及び自動車産ガイドラインについて、取引先に対し説明会や部工会等の主催するセミナーへの参加等を通じて、適正取引の徹底を図る。

### ■連結会社への取り組みの推進

- ・社内での取り組みに加え、連結会社を対象に適正取引に向けた重点3項目を浸透させるための適正な価格改訂のあり方や、補給部品生産制度等について周知徹底等の取り組みを促す。

### ■部工会の取り組み

#### 1. 適正取引の推進

##### 1) 他団体と連携した自動車ガイドラインの浸透

- ・自工会等とともに、経済産業省の「自動車取引適正化研究会」における自動車ガイドライン改正の議論に積極的に参画し、ベストプラクティスの浸透に協力する。
- ・自工会と連携して実施している、自動車ガイドライン、下請法セミナー等の開催、運営方法について、サプライチェーン全体の理解促進に繋がるように工夫し、適正取引の浸透を図る。
- ・経済産業省、自工会と作成した自動車ガイドラインのポイントを抜粋したパンフレットを見直し、セミナーでの配布など広く周知活動に努める。

##### 2) 自動車業界内での成果の共有

- ・平成29年7月に経産省「型管理（保管・廃棄等）における未来志向型の取引慣行に関する研究会」で取りまとめた『未来に向けた「型管理・三つの行動」～減らす、見直す、仕組みを作る』（未来志向型・型管理に向けたアクションプラン）の更なる周知と具体的な取り組みの推進を図る。また、研究会におけるアクションプランのフォローアップのための取り組みにも引き続き参画して、ベストプラクティスの共有等型管理の改善に役立つ取り組みに反映させる。

また、部工会調達・生産部会旧型補給部品WGで取りまとめた「型廃棄業務管理フロー」を会員会社へ展開、周知し、各社の取り組みの推進を支援する。

### 3) 取引適正化に向けた活動ツールの提供

- ・部工会会員会社の取引適正化の取組み状況を把握するために、チェックシート等を作成、提供する等支援する。なお、具体的な活動については、経済産業省自動車課、中小企業庁取引課・企画課、中小企業基盤整備機構等とも相談する。

## 2. 生産性・付加価値向上、事業承継の支援

- ・中小事業者等の生産性の向上（経営力向上）を目的とした中小企業等経営強化法が平成28年7月に施行され、生産性向上に繋がる設備投資については固定資産税の減免など、各種施策が整備されている。部工会は、本法律に基づく「事業分野別経営力向上推進機関（平成28年11月14日認定）」として、各種施策の活用推進に取り組むことで会員会社及びその取引先の生産性向上活動を支援する。また、経済産業省自動車課、中小企業庁取引課・企画課、中小企業基盤整備機構等と連携して、部品メーカーの生産性向上に関する事業等を実施する。会員会社の事業承継については、サプライチェーン維持の観点から事業承継の支援制度（事業承継税制等）について、会員会社の取引先（受注事業者）へも周知して、事業承継の取組みを支援する。

## VI. 定期的なフォローアップと改善

適正取引の推進には、自主行動計画に掲げた精神や行動規範を、部工会会員会社の調達活動に定着させることが重要である。そのため、部工会は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画を定期的にフォローアップすることにより、実施状況を確認・評価し、必要に応じ改善していく。

### (実施事項)

- ・部工会は自主行動計画に掲げた事項が確実に実行、浸透していることを確認するため、経済産業省とも連携して、フォローアップ調査を定期的実施するとともに、必要に応じ改善していく。
- ・フォローアップ結果を会員会社にフィードバックする等会員会社の活動を支援する。